

総 括 調 査 票

（行政経費等に係る府省横断的な調査）

調査事案名	(41) 会議等の会場借料			調査対象 予 算 額	【参考】令和元年度（調査対象実績額）：843百万円 ※調査対象先からの報告額を積み上げ		
府省名	各府省	会計	一般会計	項	—	調査主体	共同
組織	—		特別会計	目	—	取りまとめ財務局	(東海財務局)

①調査事案の概要

【事案の概要】

各官署は、会議等を開催するため、ホテル、会館、貸会議室等の外部会場を借上げている。（本調査は、平成24年度予算執行調査のフォローアップ調査として実施。）

【前回の調査結果（平成24年度）の概要】

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性	反映の内容等
各府省は、会議等の開催に当たっては、自省庁内の会議室のみならず共用会議室の予約状況の把握、利用調整等を行い、外部会場の借上げを極力減少させるよう努めるべき。	共用会議室の利用検討等による外部借上の減少に努めることにより、経費削減を行った。

※ 前回調査は本府省のみが対象

②調査の視点

1. 会場借上の実施状況等について

- 外部会場の借上げに当たり、官署専用会議室及び共用会議室（※）の使用を検討しているか。
- 借上げた外部会場の規模は、過大でないか。

※官署専用会議室：調査対象先の官署が専ら使用できる会議室
共用会議室：会議室を管理する官署以外の官署も無料で使用することができる会議室

2. 官署専用会議室及び共用会議室の稼働状況について

稼働状況の低調な官署専用会議室及び共用会議室はないか。

【調査対象年度】令和元年度

【調査対象先数】本府省等 42先
地方支分部局等 363先（※）
計405先

※事務所等出先機関を含まない。

③調査結果及びその分析

1. 会場借上の実施状況等について

(1) 会場借上の実施状況

令和元年度は、405官署中210官署が、延べ2,122回の会議等を外部会場を借上げて開催していた。（※）

※借料及び損料として税込10万円以上の支出を行ったものが対象。

(2) 会場借上時の検討状況

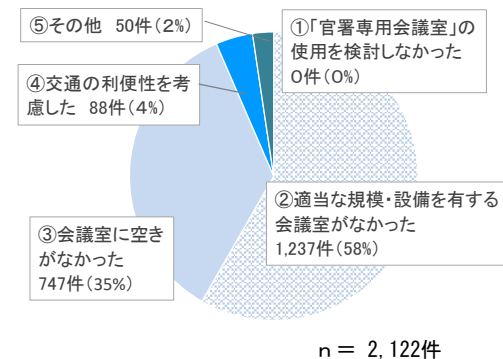
会場借上に当たり官署専用会議室の使用を検討したか確認したところ、「①官署専用会議室の使用を検討しなかった」会議等は認められなかった。

官署専用会議室の使用を検討したが実際には使用しなかった理由としては、「②適当な規模・設備を有する会議室がなかった」が1,237件（58%）で最も多かった。【図1】

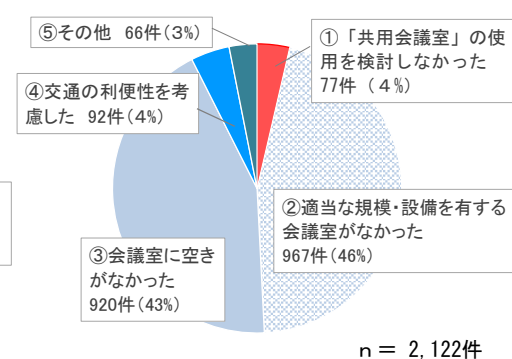
会場借上に当たり共用会議室の使用を検討したか確認したところ、「①共用会議室の使用を検討しなかった」会議等が77件（4%）認められた。

共用会議室の使用を検討したが実際には使用しなかった理由としては、「②適当な規模・設備を有する会議室がなかった」が967件（46%）で最も多かった。【図2】

【図1】官署専用会議室の検討状況



【図2】共用会議室の検討状況



総括調査票（行政経費等に係る府省横断的な調査）

調査事案名 (41) 会議等の会場借料

③調査結果及びその分析

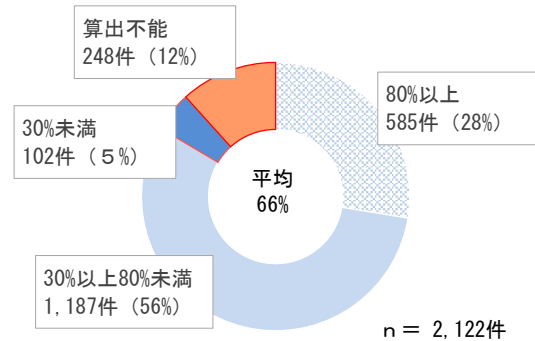
(3) 会場規模の適切性について

会場の収容人数に対する実際の出席者数（以下「収容率」という。）を確認したところ、収容率30%未満の会議等が102件（5%）認められたほか、出席者数を把握していないなどの理由により、収容率を算出できないものも248件（12%）認められた。【図3】

また、収容率30%未満の会議等102件のうち、平成30年度にも同じ会議等を開催していた75件について会場等の見直し状況を確認したところ、見直しを検討していないものが42件（56%）あり、会場規模の適切性確保に向けた取組が不十分である可能性がうかがわれた。

なお、前年度の出席者数を踏まえて会場規模を縮小した事例や、早期に必要な規模を想定して会場選定作業を行うことで適切な規模の会場を確保した事例も見られた。

【図3】収容率



2. 官署専用会議室及び共用会議室の稼働状況について

令和元年度において、収容人数50人以上の官署専用会議室は178か所あり、その稼働状況を確認したところ、年間稼働率（※）50%未満のものが30か所（17%）認められた。【図4】

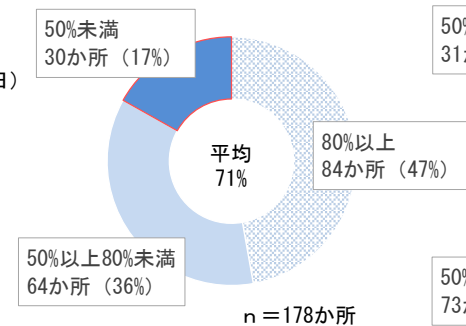
※ 年間稼働率 = 使用日数の合計 ÷ 令和元年度の開庁日（240日）

令和元年度において、収容人数50人以上の共用会議室は149か所あり、その稼働状況を確認したところ、年間稼働率50%未満のものが31か所（21%）認められた。

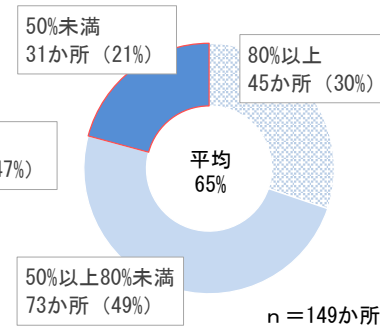
【図5】

なお、官署専用会議室及び共用会議室を効率的に使用するため、次のような調整方法やルールを設けている事例も見られた。

【図4】官署専用会議室の稼働状況



【図5】共用会議室の稼働状況



④今後の改善点・検討の方向性

1. 会場借上の実施状況等について

会議等を開催するために外部会場を借上げる場合は、官署専用会議室のみならず、共用会議室の有無や空き状況等を確認し、その使用を検討すべき。
また、過去の出席者数等を踏まえ、適切な会場規模となるよう検討すべき。

2. 官署専用会議室及び共用会議室の稼働状況について

官署専用会議室や共用会議室を管理する官署は、各官署における調整方法やルール等を参考に、会議室の稼働状況の向上に取り組むべき。

- ・ 予約可能な日数を最長で3か月先まで、1度に予約可能な時間を4時間までとする制限をかけている。
- ・ 1度の会議で予約できる日数を原則週3日以内とし、4日以上予約する場合は、必要性を明記した文書を提出させることとしている。